

## 経済常任委員会 審査順序

### ● 付託議案について

議案第132号 令和3年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
5款 労働費	全部	
6款 農林水産業費	1項 農業費	3目10節、7目、9目を除く
	3項 水産業費	
7款 商工費	1項 商工費	9目を除く

議案第137号 令和3年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算

議案第140号 令和3年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算

議案第133号 令和3年度八戸市自動車運送事業会計補正予算

議案第147号 八戸市自動車乗車運賃等条例の一部を改正する条例の制定について

### ● 請願審査

令和3年請願第1号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願

### ● 委員派遣について

[経済協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 青森県内における高病原性鳥インフルエンザの発生について
- 2 懲戒処分（物損事故）の報告について

○経済常任委員会付託

番号	令和3年請願第1号	受理年月日	令和3年12月7日
件名	コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願		
提出者	弘前市藤代2-10-9 青森県農民運動連合会 会長 森 淳一		
紹介議員	吉田 淳一、伊藤 圓子、田端 文明、苫米地 あつ子		
要旨			
<p>新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から2020年産米の過大な流通在庫が生まれました。しかし、政府が有効な手だてをとらなかったため、政府の打ち出した36万トンの上乗せ減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は、国が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者、流通業者に押しつけることはできません。政府の責任による緊急買入れなどの、特別な隔離対策が絶対に必要です。</p> <p>政府は、米価暴落対策として米穀周年供給・需要拡大支援事業の2020年産米37万トンの中から15万トンを特別枠として支援するとしています。2022年11月以降に先送りされたとしても、古古米として安い主食用米が市場に出回ることになり、2022年産米の足を引っ張るだけです。</p> <p>同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、農業協定上は輸入機会の提供にすぎないのに、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されることなく、余っているものを輸入する事態が続いています。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。</p> <p>コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で1日1食に切り詰めるなど、食べたくても食べられない方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。</p> <p>コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することをお願いします。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。</li> <li>2. 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食料支援で活用すること。</li> <li>3. 圏内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。</li> </ol>			

## コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願について

### 請願事項 1

コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

＜概要説明＞

政府備蓄米制度は、10年に一度もしくは2年連続の不作となった場合などの供給が不足する事態に備え100万トン程度を適正備蓄水準とし、毎年21万トン程度を買入れているもの。

通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却しており、買入れや売渡が市場へ影響を与えないよう、主食用途に備蓄米の売却は行わないとしている。

一方、販売が低迷した場合、生産者・集荷業者・団体の自主的な取り組みや産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出用など多用途への販売を行う取組として「米穀周年供給・需要拡大支援事業」があり、今年度は事業申請のあった37万トンのうち、15万トンを「特別枠」として長期間にわたり保管することとし、その保管料の10/10を支援することとしている。

### 請願事項 2

政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。

＜概要説明＞

政府備蓄米による学校給食等へ無償提供しており、令和2年度は子ども食堂等を含め約28トンの申請があり提供している。

また、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の特別枠15万トンの中から、生活弱者等へ提供する際に販売促進等のため10/10を支援する事業を創設予定。

### 請願事項 3

国内消費に必要なない外国産米(ミニマムアクセス米)の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

＜概要説明＞

ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(平成5(1993)年:WTO協定)に基づき、ほとんど輸入が行われていない品目(コメ)についても、最低限の輸入機会を提供することとしているが、ミニマムアクセス米は国が一元的に輸入しており、国家貿易を継続していけるよう、通常の場合はミニマムアクセス数量の全量を輸入しており、大部分は加工用、飼料用等の主食用以外の用途に限定して販売されている。

## 青森県内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

### 1 発生概要

- ・第1報 12月11日(土) 午後10時14分 青森県より簡易検査陽性の連絡
- ・第2報 12月12日(日) 午前11時 青森県疑似患畜決定を公表
- ・第3報 12月13日(月) 午前10時30分 青森県殺処分完了を公表
- ・第4報 12月14日(火) 午前11時 青森県防疫措置完了を公表

①発生農場 三戸町内の養鶏場

②飼養規模 7,250羽

③飼養畜種 種鶏（ブロイラー用の卵）

④移動制限（半径3キロ以内）1農場（16,000羽）

⑤搬出制限（半径10キロ以内）23農場（1,303,000羽）

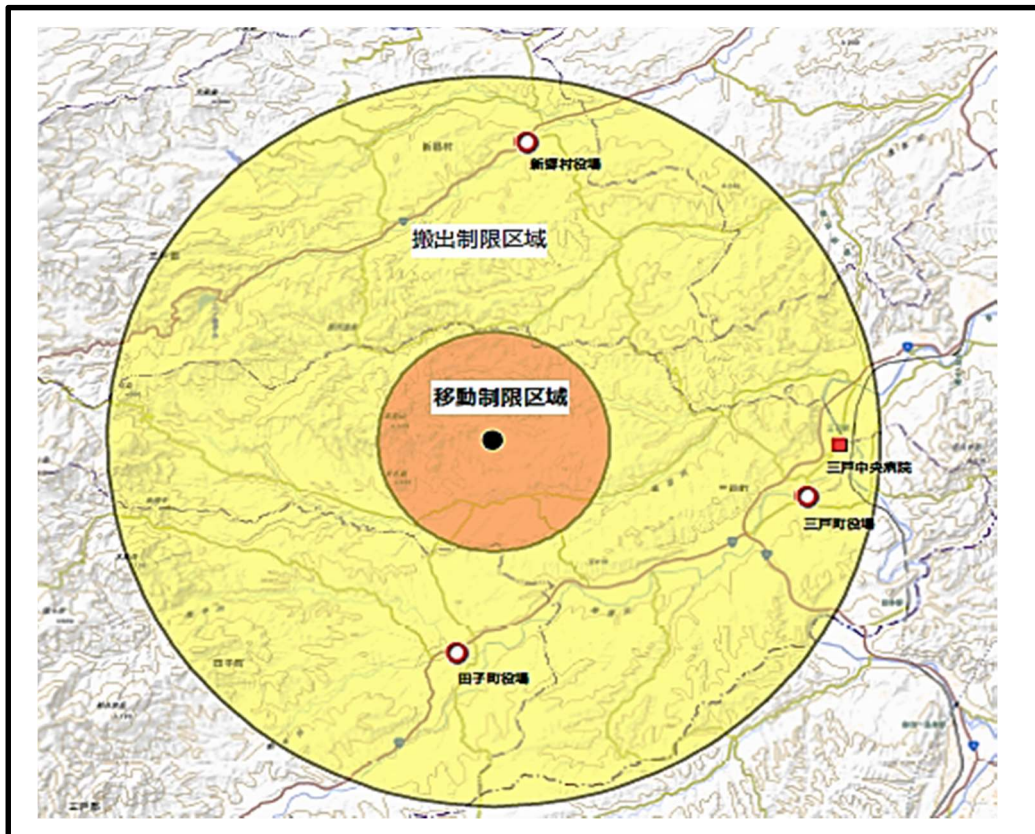
④、⑤の半径内には、八戸市の農場は含まれていない。

\*参考 (R3.2.1 八戸市調査)

八戸市 : 採卵鶏 4農場1,055千羽、ブロイラー 5農場 887千羽

八戸圏域 : 採卵鶏 13農場3,805千羽、ブロイラー 50農場4,786千羽

### \*移動・搬出制限区域図



## 2 対応

### ①青森県の対応

- ア 12日から防疫措置（殺処分・埋却・鶏舎消毒等）を開始。  
（14日午前4時20分 防疫措置完了）
- イ 周辺農場の清浄性確認検査（系列農場も含む）。
- ウ 消毒ポイントの設置 周辺6か所。

### ②八戸市の対応

- ア 八戸市家畜伝染病対策本部の設置（12日）し情報収集、共有を図っている。
- イ 八戸市保健所は、感染症法に基づく作業者の健康調査のため職員を派遣。  
（1回目 12日9時 2回目 12日23時）
- ウ 市職員の防疫作業への県からの派遣要請は現時点無い。

## 3 今年度の国内発生状況（令和3年12月15日時点）

### ①国内発生8県、9農場

秋田県、鹿児島県(2)、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県

### ②県内発生

三戸町での発生は、平成28年に青森市での発生以来となり、令和3年度国内9例目となる。

## 4 人への影響等

鶏肉や卵を食べても鳥インフルエンザに感染した事例は報告されていない。また、発生農場の卵はふ卵場へ出荷されているため、一般市場に出回ることはない。

## 5 今後の対応等

### ①発生事例

- ア 八戸市家畜伝染病対策本部で情報収集・提供。（県の終息宣言まで）
- イ 青森県の派遣要請に基づく、畜産関係車両の消毒作業への協力。

### ②市内農場で発生した場合

- ア 八戸市家畜伝染病対策本部を設置するとともに、県現地対策本部と連携し、「防疫作業者の集合施設の選定・管理」、「周辺農場の清浄性確認検査の補助員及び処分家畜の評価員」の派遣、「市民への情報提供」及び「市民相談窓口の設置」等。
- イ 防疫作業従事者の健康調査は、県内全ての保健所で対応。

## 懲戒処分（物損事故）の報告について

下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

### 記

- 1 被処分者 交通部 会計年度任用職員 62歳 男性
- 2 処分内容 懲戒処分 減給（60分の1）1月
- 3 処分年月日 令和3年12月15日

### 4 事実の概要

当該職員は、令和3年11月2日午後2時35分頃、舟見町発是川団地行き市営バスを運転中、吹上小学校先のT字路交差点を左折し、次の信号を右折すべきところ、誤って直進した。元の経路に戻るべく、道路左側の私有地を通り抜け方向転換を試みた際、同地内施設に自車を接触し破損させ、同施設及び交通部の財産に多大な損害を与えたものであります。

このことは、安全運転を使命とする市営バスの乗務員としての義務に違反した行為であるとともに、運転を業務とする者としての意識に欠けた行為であり、今後このようなことのないよう、強く自覚と反省を求めるため減給処分としたものであります。

### 5 今後の対応

「安全安心」をモットーとする市営バスといたしましては、今後とも、更に一層の運行の安全と乗客の安全を確保するとともに、市民の模範となる安全運転に徹し、職員一丸となって信頼回復に向けて取り組んでまいります。